

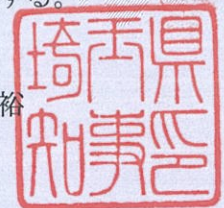
産業廃棄物処分量許可証

住所 東京都板橋区常盤台二丁目18番13号

氏名 有限会社丸松産業  
取締役 松崎 一志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和6年3月25日

許可の有効年月日 令和11年2月16日

1. 事業の範囲

中間処理

- 破砕：廃プラスチック類、木くず、繊維くず（廃量に限る。） 以上3種類
- 圧縮梱包：廃プラスチック類（再生利用可能なもの及び当該事業場で破砕処理したものに限る。）、紙くず（再生利用可能なものに限る。）、繊維くず（再生利用可能なものに限る。廃量を除く。） 以上3種類
- 圧縮：金属くず 以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県新座市大和田二丁目2150番の一部、2151番の一部 以上2筆（面積1,035.74㎡）  
処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおりに。

3. 許可の条件

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2. に掲げる場所で行うこと。
- (2) 中間処理は、裏面に掲げる処理施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成16年2月17日	指令廃指第4087号	新規許可
令和3年12月3日	—	変更届（住所）
令和4年3月3日	—	変更届（圧縮梱包施設の入替え）
令和6年1月4日	—	変更届（事業場の地番）
令和6年3月25日	指令西環第1-18号	更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設	4.5t/日 (8時間)	廃プラスチック類 以上1種類	平成16年2月17日 _____ _____
破砕施設 (単品処理)	4.2t/日 (8時間)	木くず 以上1種類	平成16年2月17日 _____ _____
	4.0t/日 (8時間)	繊維くず(廃畳に限る。) 以上1種類	
圧縮梱包施設 (単品処理) ※金属くずは 圧縮のみ	9.92t/日 (8時間)	廃プラスチック類(再生利用可能なもの及び 当該事業場で破砕したものに限る。) 以上1種類	令和4年3月3日 _____ _____
	14.88t/日 (8時間)	紙くず(再生利用可能なものに限る。) 以上1種類	
	4.96t/日 (8時間)	繊維くず(再生利用可能なものに限る。廃畳 を除く。) 以上1種類	
	14.64t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類 以上1種類	10.0㎡	2.0m(屋内)
廃プラスチック類 以上1種類	10.0㎡	2.0m(屋内)
廃プラスチック類 以上1種類	25.0㎡	2.0m(屋内)
廃プラスチック類 以上1種類	34.6㎡	2.0m(屋内)
廃プラスチック類 以上1種類	10.0㎡	2.0m(屋内)
紙くず(再生利用可能なものに限る。) 以上1種類	12.5㎡	2.0m(屋内)
木くず 以上1種類	25.0㎡	2.0m(屋内)
繊維くず 以上1種類	12.5㎡	2.0m(屋内)
金属くず 以上1種類	12.0㎡	2.0m(屋内)

(以下余白)